

平成 19 年度第 1 回箕面市廃棄物減量等推進審議会 会議要録

開催日時	平成 19 年 12 月 26 日(水) 10:30 ~ 11:45
開催場所	箕面市役所 本館 3 階 委員会室
出席委員数	12 名
傍聴者数	1 名

○開会宣言（事務局）

○本日の案件確認（事務局）

○案件 1：会長選任

〔会長の互選〕

- ・箕面市廃棄物減量等推進審議会設置条例第 5 条第 1 項の規定により委員による互選。
- ・山川委員から、森住委員の推薦あり、他の委員複数から異議なしの声が上がったため、森住委員に打診。受諾いただいた。

〔会長代理の指名〕

- ・続いて、同条例第 5 条第 3 項の規定により、会長から会長代理を指名。
- ・森住会長から山川委員の指名。山川委員に受諾いただいた。

〔本日の進行について〕

- ・本来は審議の進行役は会長が行うが、本日の案件が事務局説明のみであり審議事項がないこと、会長が選出されたばかりで打ち合わせ等の時間がないことから、事務局で進行することについて、審議会に了承を諮る。
- ・了承いただいた。

○案件 2：これまでの経過について

〔審議会の概要〕

- ・資料 1 に沿って説明。

〔前回の答申について〕

- ・資料 2 に沿って説明。

〔箕面市ごみ処理基本計画〔改訂版〕の概要〕

- ・資料 3 に沿って説明。

○案件 3：今年度の審議事項について

- ・資料 4 に沿って説明。

○質疑応答・意見

- ・資料 4、5 ページの事業系ごみの経費の負担割合について、40 円払ったときに 9 %ではなく、16 円払ったときに 9 %という意味か。

→そのとおりである。

- ・ではここでいう処分経費はいくらか。

→だいたい 180 円弱くらいである。5 年間の平均を取るかとか 8 年間の平均を取るかなどで違うが、だいたいそれくらいで推移している。

- ・では家庭系の 40 %というのは、その 180 円の 40 %を負担しているということか。

→家庭ごみの方は、燃えるごみと燃えないごみの経費を分けて算出しているので、正確にその数字ではないし、家庭ごみは収集運搬も市が行うので、経費は 180 円ではない。

- ・事業者が自分で搬入するときは分別して搬入すると説明があったが、収集業者の場合は分別していないということか。

→分別して運搬してきた場合は分別して荷下ろししてもらうが、混載して搬入された場合は、そのまま燃えるごみとしてピットに投入しておられるのが実情である。

- ・それは、分別してくださいとそこで求めるわけではないのか。

→条例規則上、こういう分別をしないと搬入してはいけないというか、受け入れられないという規定はないので、例えば資源物が分けて排出されていれば、出来れば分けて搬入して分けて荷下ろししていただければ資源化出来ますよ、という形でご協力をお願いしているというスタンスしか現在のところは取りようがない。

→今、分別は義務化されていないので、場合によっては分別してくれているところもあるので、そういうときは許可業者に分けて持ってきてもらって、分けて下ろして資源化するが、ただ、排出事業者が混ぜて入れられたものはもう分けられませんから、そういうも

のは混載してしまって、そのまま燃やすという結果になっている。これは、義務化されていないのでやむを得ない。

・ 5 ページの下図の中で、「処理経費」という言葉と「処分経費」という言葉と使われているが、これは中身が違うのか。

→ 違う。家庭ごみの場合は市が収集運搬するため、収集運搬処分まで全部を含めた処理経費の 40%を負担という形になるが、事業系ごみは、この資料は市の負担の話で、市が事業系ごみに対して行うのは処分のみなので、処分経費の何%という言い方になる。

・ ではこの家庭系の「処理経費」というのは収集運搬まで含まれているのか。

→ 家庭ごみの方は含まれている。

・ では、処理手数料 100 円と書かれているこの値段の 40%を負担しているのか。

→ それは事業系ごみの手数料規定なので、処理経費ではない。100 円ではなくもっと高い。

・ もっと高いというのは 180 円か。

→ 180 円というのは処分経費のみなので、処理経費はもっと高い。

・ 確認だが、今回は手数料に関してが審議のポイントになるのか。

→ 減免制度は大阪府下を見ても廃止の方向にあり、箕面市としても廃止の方向で見直しをしていきたいということで許可業者と話し合いをしてきているが、その中で減免制度だけを見直していくと、どんどん許可業者の利幅が減っていく。そういう意味で、減免制度の廃止と共に処理手数料の 100 円も上に上げる方向で見直していきたい。100 円でも今、北摂では箕面が最低である。

・ では条例を改正するということか。

→ そのとおりである。

・ 最終の目的はごみを減らすことだろうが、それと手数料や減免の話とどう結びつくのか。

→ 家庭ごみでも一部経費を負担いただく有料制を導入して 15%の減量効果があった中で、事業系ごみについては、なかなか減量施策が打てなかったという状況で、色々な減量方策を考えていかなければならないのだが、その一つとして、今の経済的手法の一つとして手数料の見直しが必要である。また、家庭ごみの有料制を導入した中、事業系ごみと家庭ごみの均衡を失っているので、そのあたりも一定の負担を求めていくのが正当ではないかという原点から、減免もしくは処理手数料の見直しをお願いしたいと思っている。

- ・家庭ごみと事業系ごみの比率は、この資料の中に載っているか。

→廃棄物行政の概要に載っている。

→最近6カ年の平均でいうと、家庭系が6割、事業系が4割程度。トン数で言うと、1万7千トンくらいが事業系、家庭系が約2万7千トンである。その中には許可業者が搬入する分と事業者が自己搬入する分が含まれており、そのうち自己搬入は3千トン程度。

- ・資料4の3ページ、審議の進め方のところで、(7)に諮問以外の項目については記録を残さないとするが、議事録の趣旨から考えて、ちょっとどうかと思うが、(7)は入れずに行けないか。

→どのあたりまでが関連するかしないかという問題があるので、その都度考えていきたいと思う。一概に全部削ってしまうというのではなく、またご相談させていただく。

- ・会長はご存知だと思うが、減免は、今はもう廃止の流れというのが世論だが、それと同時に処理手数料も上がっていくのが前提である。減免制度だけでなくして、収集運搬の上限だけ改正しないというのはない。許可業者は、中には3人でやっているところも50人でやっているところも色々で、小さいところほど負担がきついものである。そのこのところを並行して考えていただかないと、減免だけをやると、小さいところはとてもじゃないけど太刀打ちできないという状況になる。そのこのところを確認しておきたい。

- ・事務局の説明は最初から、業として成り立つことに配慮して、と言っている。

- ・わかっているが、立场上発言している。

- ・収集運搬料金を多くすることを目指しているのか、処分手数料自体を上げるということを目指しているのか、そういうことになった場合は、運搬手数料を上げてほしいということか。

- ・例えば、今5千円いただいていたとして、条例で10円が上限だったものが20円になったとしたら、単純に言えば倍になって1万円である。あとのさじ加減は業者同士の話し合いということになる。

- ・結局、減免が廃止になるということは、今まで5千円払っていたものが、これからは1万円許可業者に払ってもらうということだ。

- ・これから審議されることだと思うが、10kg100円の処理手数料をどうやって決めたか、その説明を受けながら、その当時の実際のコストどれくらいかかっていたのか、そしてなぜ100円なのかということを含めて、これからどうしていくか、これこそまさにこれから議論していくことである。

・市は、10kg あたり 40 円もらえればOKなのか。100 円をどの部分で増やしたいのか。市民感覚としては、処分手数料(処理手数料の誤り)の 40%を市民が負担しているが、事業系は 16 円の場合は 9%だと、それはおかしいでしょうと普通に思うので、その減免をなくすということであればOKだと思う。10kg40 円をもらいたいのか、例えば 40 円を 60 円にしたいのか、そこはどうか。

→40 円もいずれ見直さなければいけないと答申でいただいているが、今、減免制度と処理手数料の見直しをしようというところに、40 円も見直しをしようとなると、3 つが一度に合い絡むため、非常に複雑多岐になってしまう。まずは減免制度の廃止を目標にやりたいと思っており、そのことによって 100 円がどう動くか、ここを解決し、その後に、今度はこの 40 円がいかかなものか、60 円がいいのか 80 円がいいのかという検討をしなければいけない。今、当面は 40 円は触らないでおこう、まず 100 円と減免の 6 割をどう解消したらいいかというところにご意見をいただきたい。

・資料 4、3 ページの審議の進め方について、これを読むと、この枠内で議論を進めてくれということだが、審議会の審議権というものがだいぶ制約されているというふうに思うが、これは参考意見か。またはこの枠内でやってもらわないと困るのか。ここまで言われると、この枠内ではめてほしいということになる。特に「いただきます」という表現は非常に厳しく、これは審議会の審議権を市が制限しているということになる。このへんは表現も含めて変えていただきたい。(4)(5)(7)は、審議会の裁量権と行政の裁量権をどう調整するのかという話である。今なにも言わなければ、こんな枠をはめられたことを私たちが承認したことになる、これは審議会としてまずいと思う。

→(7)の記録の件については、どこまでが範囲が微妙なところがあって、その都度ご相談申し上げるという話がすでにあった。(4)(5)については、ある程度柔軟な形でここに書いているつもりだ。

・参考意見程度ならかまわないが、例えば「対処いただきます」という表現では命令だ。

→命令の意図を含めるつもりは特段ない。

・表現は命令と読めるので、委員として制約を受けて議論しなければならない。審議権と行政の諮問権とが固定されるからまずいのではないかとっている。

→この内容は、いずれも審議会設置条例に沿ってお願いしている内容であると認識している。

・わかっている。だから参考意見ということでもいいか。

→条例に基づいて、こういう形でお願いしている。

→「いただきます」という表現は、(3)については諮問答申という形ではなく、いったんすでに答申をいただいているので、その中の部分に関する意見という形でお願いしたいという意味である。(5)の両論併記は、我々としては結論はいただきたいと思っているが、

どうしてもまとめられないときはこういう形でも結構ですよという意味であり、そういう形でご理解いただけたら結構かと思う。

○ 森住会長就任挨拶